

<第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等>

※修正文案については、今後も継続して検討

目次	改正前	改正後	改正点
2. 計画策定・改定の経緯 (2)改定の経緯 【参照 p. 2】	2013 年（平成25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告した。 そのため、2013 年（平成25 年）イコモス評価書（ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No. 1418）及び第37 回世界遺産委員会決議（37.COM 8B. 29）1の内容等を踏まえ、2014 年（平成26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成28 年）1 月に計画の改定を行った（2016 年（平成28 年）版）。 また、「第 9 章 行動計画の策定・実施」に示した事業の進捗状況等を踏まえ、2020 年（令和 2 年）8 月に計画の改定を行った（2020 年（令和 2 年）版）。さらに、2021 年（令和 3 年）4 月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評価マニュアル」という。）による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を<u>行った。</u> 以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。	2013 年（平成25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告した。 そのため、2013 年（平成25 年）イコモス評価書（ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No. 1418）及び第37 回世界遺産委員会決議（37.COM 8B. 29）1の内容等を踏まえ、2014 年（平成26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成28 年）1 月に計画の改定を行った（2016 年（平成28 年）版）。 また、「第 9 章 行動計画の策定・実施」に示した事業の進捗状況等を踏まえ、2020 年（令和 2 年）8 月に計画の改定を行った（2020 年（令和 2 年）版）。さらに、2021 年（令和 3 年）4 月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評価マニュアル」という。）による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を<u>行い、2025 年（令和 7 年）●月に再び事業の進捗状況を踏まえた改定を行った。</u> 以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。	行動計画における実施期間の長期サイクルの経過に伴う改定の経緯を追加
5. 計画の実施 【参照 p. 5】	包括的保存管理計画は <u>2016 年（平成 28 年）1 月に改定され、</u> 既に実施している本計画は、 <u>2020 年（令和 2 年）8 月から</u> 実効している。	包括的保存管理計画は <u>2012 年（平成 14 年）1 月に策定された後、改定を重ね、</u> 既に実施している本計画は、 <u>2025 年（令和 7 年）●月から</u> 実効している。	改定の経緯を追加

<第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産>

目次	改正前	改正後	改正点
2. 顕著な普遍的価値の言明 【参照 p. 11】	図 4 本計画とヴィジョン・各種戦略の関係	図 4 本計画とヴィジョン・各種戦略の関係	前回改定時に作成した分冊 5 を反映

＜第 3 章 資産及びその周辺環境の現状・課題＞

目次	改正前	改正後	改正点
1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題 (4) 来訪者及び観光 【参照 p. 75】	ア. 登山者・来訪者 （前略） 登山者の安全に関しては、<u>山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市・御殿場市</u>及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター（富士宮口登山道五合目）」、「富士山衛生センター（富士宮口登山道八合目）」、「マウントフジトレイルステーション（御殿場口新五合目）」、<u>「富士山五合目総合管理センター（富士スバルライン五合目）」</u>、「富士山安全指導センター（吉田口登山道六合目）」、「富士山七合目救護1 野焼き；毎年春に行われる草原を焼く作業。所（吉田口登山道七合目）」、「富士山八合目富士吉田救護所（吉田口登山道八合目）」などの案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器（AED）を設置しているほか、山小屋と救護所との間の連絡体制も整備するなど、救急救命の体制の充実化に努めているとともに、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村で構成する適正利用推進協議会を立ち上げ、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。 （後略）	ア. 登山者・来訪者 （前略） 登山者の安全に関しては、環境省、山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市・御殿場市、<u>小山町</u>及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター（富士宮口登山道五合目）」、「富士山衛生センター（富士宮口登山道八合目）」、「マウントフジトレイルステーション（御殿場口新五合目）」、<u>「富士山須走ロインフォメーションセンター（須走口五合目）」</u>、「富士山五合目総合管理センター（富士スバルライン五合目）」、「富士山安全指導センター（吉田口登山道六合目）」、「富士山七合目救護1 野焼き；毎年春に行われる草原を焼く作業。所（吉田口登山道七合目）」、「富士山八合目富士吉田救護所（吉田口登山道八合目）」などの案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器（AED）を設置しているほか、山小屋と救護所との間の連絡体制も整備するなど、救急救命の体制の充実化に努めているとともに、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村で構成する適正利用推進協議会を立ち上げ、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。 （後略）	令和 5 年完成施設の情報を追加

＜第 4 章 基本方針＞

変更無し

<第5章 顕著な普遍的価値の保存管理>

目次	改正前				改正後				改正点
3. 法令等による保存管理 【参照 p. 104】	表 10 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要				表 10 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要				記載事項修正
	法令名	目的等	概要	対象となる資産	法令名	目的等	概要	対象となる資産	
	国 有 林 野 の 管 理 経 営 に 関 す る 法 律	国有林野の管理経営に関する <u>計画</u> を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観などは国有林野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する <u>計画（「地域管理経営計画」）</u> を定めている。 当該構成資産に含まれる国有林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。 各計画において定める事項については表11 を、各計画の詳細については分冊1を参照されたい。	1 富士山城の一部 1-2 大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道） 1-3 須山口登山道（現在の御殿場口登山道） 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道	国 有 林 野 の 管 理 経 営 に 関 す る 法 律	国有林野の管理経営に関する <u>基本的な事項</u> を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観などは国有林野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する <u>基本的事項を明らかにした「地域管理経営計画」</u> を定めている。 当該構成資産に含まれる国有林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。 各計画において定める事項については表11 を、各計画の詳細については分冊1を参照されたい。	1 富士山城の一部 1-2 大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道） 1-3 須山口登山道（現在の御殿場口登山道） 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道	

<第6章 周辺環境との一体的な保全>

目次	改正前		改正後		改正点												
2. 方法 (1)緩衝地帯 ウ. 法令・制度等による保全 【参照 p.112】	表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 <table><tr><th>法令・制度等名称</th><th>目的等</th><th>概要</th></tr><tr><td>国有林野の管理経営に関する法律</td><td>国有林野の管理経営に関する<u>計画</u>を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</td><td>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する<u>計画（「地域管理経営計画」）</u>を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊 1 を参照されたい。</td></tr></table>		法令・制度等名称	目的等	概要	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の管理経営に関する <u>計画</u> を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する <u>計画（「地域管理経営計画」）</u> を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊 1 を参照されたい。	表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 <table><tr><th>法令・制度等名称</th><th>目的等</th><th>概要</th></tr><tr><td>国有林野の管理経営に関する法律</td><td>国有林野の管理経営に関する<u>基本的な事項</u>を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</td><td>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する<u>基本的事項を明らかにした「地域管理経営計画」</u>を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊 1 を参照されたい。</td></tr></table>		法令・制度等名称	目的等	概要	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の管理経営に関する <u>基本的な事項</u> を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する <u>基本的事項を明らかにした「地域管理経営計画」</u> を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊 1 を参照されたい。	記載事項修正
法令・制度等名称	目的等	概要															
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の管理経営に関する <u>計画</u> を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する <u>計画（「地域管理経営計画」）</u> を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊 1 を参照されたい。															
法令・制度等名称	目的等	概要															
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の管理経営に関する <u>基本的な事項</u> を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する <u>基本的事項を明らかにした「地域管理経営計画」</u> を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表13 を、各計画の詳細については分冊 1 を参照されたい。															

<第7章 整備・公開・活用の促進>

目次	改正前	改正後	改正点																								
2. 方法 (2)富士山世界遺産センターの整備・活動 7. 山梨県・静岡県の共通の趣旨・基本方針 2)各県の施設の特徴 【参照 p.190】	イ) 静岡県 静岡県のセンターは、富士山を永く「守る」、富士山の価値を楽しく「伝える」、富士山を通じて幅広く「交わる」、富士山を深く「究める」の4つの基本コンセプトを設定し、構成資産所在市町、富士山周辺市町や山梨県等との連携のもと、富士山の保存管理、調査研究及び情報提供に関する事業を幅広く展開していく。 静岡県では、日本史、美術史、文学、火山学、<u>世界遺産学</u>の分野で研究員を採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担っている。 （後略）	イ) 静岡県 静岡県のセンターは、富士山を永く「守る」、富士山の価値を楽しく「伝える」、富士山を通じて幅広く「交わる」、富士山を深く「究める」の4つの基本コンセプトを設定し、構成資産所在市町、富士山周辺市町や山梨県等との連携のもと、富士山の保存管理、調査研究及び情報提供に関する事業を幅広く展開していく。 静岡県では、日本史、美術史、文学、火山学、<u>民俗学</u>の分野で研究員を採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担っている。 （後略）	記載事項更新																								
(5) 国内外からの観光客への対応 【参照 p.194】	<table><tr><th colspan="4">表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧</th></tr><tr><th>NO</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>内容</th></tr><tr><td>11</td><td>裾野市立富士山資料館</td><td>裾野市</td><td>富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。</td></tr></table>	表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧				NO	名称	所在地	内容	11	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。	<table><tr><th colspan="4">表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧</th></tr><tr><th>NO</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>内容</th></tr><tr><td>11</td><td>裾野市立富士山資料館</td><td>裾野市</td><td>富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。 <u>（令和4年度より休館中。年に数日特別開館等あり。）</u></td></tr></table>	表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧				NO	名称	所在地	内容	11	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。 <u>（令和4年度より休館中。年に数日特別開館等あり。）</u>	施設の運営状況に伴う追記
表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧																											
NO	名称	所在地	内容																								
11	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。																								
表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧																											
NO	名称	所在地	内容																								
11	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。 <u>（令和4年度より休館中。年に数日特別開館等あり。）</u>																								

<第8章 体制の整備・運営>

目次	改正前	改正後	改正点																																																												
2. 方法 (3) 地域住民等との連携、住民参加の推進 【参照 p.202】	表 19 地域住民等と行政との連携による事業（その2） <table><tr><th>事業主体</th><th>名称</th><th>実施年度</th></tr><tr><td rowspan="12">NPO法人 企業・団体等</td><td>富士山クラブ西臼塚ふれあいの森</td><td>2000 年～</td></tr><tr><td><u>ドングリの会森づくり活動</u></td><td>2001 年～</td></tr><tr><td><u>東富士湧水涵養の森づくり活動</u></td><td>2001 年～</td></tr><tr><td>富士山自然の森</td><td>1998 年～</td></tr><tr><td>富士山の森再生プロジェクト</td><td>2007 年～</td></tr><tr><td>富士山の森復元活動</td><td>2003 年～</td></tr><tr><td>ゼファーの森</td><td>2001 年～</td></tr><tr><td>ブナ林創造事業</td><td>2002 年～</td></tr><tr><td>富士山麓ブナ林創造事業</td><td>1994 年～</td></tr><tr><td>富士山の森づくり</td><td>2007 年～</td></tr><tr><td>県民森づくり大作戦</td><td>2000 年～</td></tr><tr><td>しずおか未来の森サポーター制度</td><td>2006 年～</td></tr></table>	事業主体	名称	実施年度	NPO法人 企業・団体等	富士山クラブ西臼塚ふれあいの森	2000 年～	<u>ドングリの会森づくり活動</u>	2001 年～	<u>東富士湧水涵養の森づくり活動</u>	2001 年～	富士山自然の森	1998 年～	富士山の森再生プロジェクト	2007 年～	富士山の森復元活動	2003 年～	ゼファーの森	2001 年～	ブナ林創造事業	2002 年～	富士山麓ブナ林創造事業	1994 年～	富士山の森づくり	2007 年～	県民森づくり大作戦	2000 年～	しずおか未来の森サポーター制度	2006 年～	表 19 地域住民等と行政との連携による事業（その2） <table><tr><th>事業主体</th><th>名称</th><th>実施年度</th></tr><tr><td rowspan="14">NPO法人 企業・団体等</td><td>富士山クラブ西臼塚ふれあいの森</td><td>2000 年～</td></tr><tr><td><u>富士山どんぐりの森</u></td><td>2001 年～</td></tr><tr><td><u>東富士湧水涵養の森</u></td><td>2001 年～</td></tr><tr><td>富士山自然の森</td><td>1998 年～</td></tr><tr><td>富士山の森再生プロジェクト</td><td>2007 年～</td></tr><tr><td>富士山の森復元活動</td><td>2003 年～</td></tr><tr><td>ゼファーの森</td><td>2001 年～</td></tr><tr><td>ブナ林創造事業</td><td>2002 年～</td></tr><tr><td>富士山麓ブナ林創造事業</td><td>1994 年～</td></tr><tr><td>富士山の森づくり</td><td>2007 年～</td></tr><tr><td>県民森づくり大作戦</td><td>2000 年～</td></tr><tr><td>しずおか未来の森サポーター制度</td><td>2006 年～</td></tr><tr><td><u>ドングリの森</u></td><td><u>2006 年～</u></td></tr><tr><td><u>富士山まなぶの森</u></td><td><u>2016 年～</u></td></tr></table>	事業主体	名称	実施年度	NPO法人 企業・団体等	富士山クラブ西臼塚ふれあいの森	2000 年～	<u>富士山どんぐりの森</u>	2001 年～	<u>東富士湧水涵養の森</u>	2001 年～	富士山自然の森	1998 年～	富士山の森再生プロジェクト	2007 年～	富士山の森復元活動	2003 年～	ゼファーの森	2001 年～	ブナ林創造事業	2002 年～	富士山麓ブナ林創造事業	1994 年～	富士山の森づくり	2007 年～	県民森づくり大作戦	2000 年～	しずおか未来の森サポーター制度	2006 年～	<u>ドングリの森</u>	<u>2006 年～</u>	<u>富士山まなぶの森</u>	<u>2016 年～</u>	追記修正
事業主体	名称	実施年度																																																													
NPO法人 企業・団体等	富士山クラブ西臼塚ふれあいの森	2000 年～																																																													
	<u>ドングリの会森づくり活動</u>	2001 年～																																																													
	<u>東富士湧水涵養の森づくり活動</u>	2001 年～																																																													
	富士山自然の森	1998 年～																																																													
	富士山の森再生プロジェクト	2007 年～																																																													
	富士山の森復元活動	2003 年～																																																													
	ゼファーの森	2001 年～																																																													
	ブナ林創造事業	2002 年～																																																													
	富士山麓ブナ林創造事業	1994 年～																																																													
	富士山の森づくり	2007 年～																																																													
	県民森づくり大作戦	2000 年～																																																													
	しずおか未来の森サポーター制度	2006 年～																																																													
事業主体	名称	実施年度																																																													
NPO法人 企業・団体等	富士山クラブ西臼塚ふれあいの森	2000 年～																																																													
	<u>富士山どんぐりの森</u>	2001 年～																																																													
	<u>東富士湧水涵養の森</u>	2001 年～																																																													
	富士山自然の森	1998 年～																																																													
	富士山の森再生プロジェクト	2007 年～																																																													
	富士山の森復元活動	2003 年～																																																													
	ゼファーの森	2001 年～																																																													
	ブナ林創造事業	2002 年～																																																													
	富士山麓ブナ林創造事業	1994 年～																																																													
	富士山の森づくり	2007 年～																																																													
	県民森づくり大作戦	2000 年～																																																													
	しずおか未来の森サポーター制度	2006 年～																																																													
	<u>ドングリの森</u>	<u>2006 年～</u>																																																													
	<u>富士山まなぶの森</u>	<u>2016 年～</u>																																																													

<第9章 行動計画の策定・実施>

目次	改正前	改正後	改正点																																																								
2. 方法 【参照 p. 204】	○工程 <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">短期</th><th colspan="2">中期</th><th>長期</th></tr><tr><th>年度</th><td><u>2018</u> <u>(H30)</u></td><td><u>2019</u> <u>(R1)</u></td><td><u>2020</u> <u>(R2)</u></td><td><u>2021</u> <u>(R3)</u></td><td><u>2022</u> <u>(R4)</u></td><td><u>2023 (R5) 以降</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	短期			中期		長期	年度	<u>2018</u> <u>(H30)</u>	<u>2019</u> <u>(R1)</u>	<u>2020</u> <u>(R2)</u>	<u>2021</u> <u>(R3)</u>	<u>2022</u> <u>(R4)</u>	<u>2023 (R5) 以降</u>															・各主体事業の追加、修正、削除 ・実施期間の見直し ○工程 <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">短期</th><th colspan="2">中期</th><th>長期</th></tr><tr><th>年度</th><td><u>2023</u> <u>(R5)</u></td><td><u>2024</u> <u>(R6)</u></td><td><u>2025</u> <u>(R7)</u></td><td><u>2026</u> <u>(R8)</u></td><td><u>2027</u> <u>(R9)</u></td><td><u>2028 (R10) 以降</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	短期			中期		長期	年度	<u>2023</u> <u>(R5)</u>	<u>2024</u> <u>(R6)</u>	<u>2025</u> <u>(R7)</u>	<u>2026</u> <u>(R8)</u>	<u>2027</u> <u>(R9)</u>	<u>2028 (R10) 以降</u>															時点更新
区分	短期			中期		長期																																																					
年度	<u>2018</u> <u>(H30)</u>	<u>2019</u> <u>(R1)</u>	<u>2020</u> <u>(R2)</u>	<u>2021</u> <u>(R3)</u>	<u>2022</u> <u>(R4)</u>	<u>2023 (R5) 以降</u>																																																					
区分	短期			中期		長期																																																					
年度	<u>2023</u> <u>(R5)</u>	<u>2024</u> <u>(R6)</u>	<u>2025</u> <u>(R7)</u>	<u>2026</u> <u>(R8)</u>	<u>2027</u> <u>(R9)</u>	<u>2028 (R10) 以降</u>																																																					

<第 10 章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～>

目次	改正前					改正後					改正点
2. 方法 (1)「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標 <											

分冊

目次	改正項目	改正点	改正点
分冊－ 1	第 1 文化財保護法に基づく関係計画概要 ・ 名勝三保松原保存管理計画 第 3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要 ・ 富士森林計画区地域管理経営計画	「名勝三保松原保存活用計画」策定に伴う変更 森林計画樹立に伴う変更	追記修正
分冊－ 2	第 1 緩衝地帯における基準等 ・ 景観法（富士宮市景観計画）に定める景観形成基準 ・ 景観法（静岡市景観計画）に定める景観形成基準	記載文言の修正 記載文言の修正	
分冊－ 4	Ⅲ. 来訪者管理戦略	「来訪者管理計画」の見直しに伴う更新	